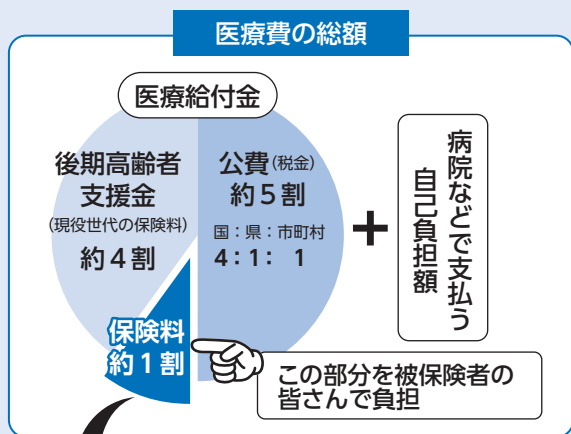


**後期高齢者医療保険料額
決定通知書を送ります**

7月中旬に、被保険者（加入者）へ令和5年度の保険料のお知らせ（後期高齢者医療保険料額決定通知書）を送ります。

保険料は、世帯の状況と令和4年中（令和4年1月1日～12月31日）の所得金額により決定しています。

県内どの地域でも同じ基準で算定され、加入者一人一人にかかります。※令和5年4月1日時点の世帯（75歳になる人、県外から転入した人などは、その時点）が基準です。



保険料額（年額） 均等割額と 所得割額の合計 <small>※限度額66万円、10円未満切り捨て</small>	=	均等割額（定額） 5万6435円 <small>※世帯の所得に応じて軽減措置があります</small>	+	所得割額（所得に応じてかかる額） $\left[\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額}^* \right] \times 10.54\%$
--	---	--	---	---

※基礎控除額とは、合計所得金額が2400万円以下の場合43万円です。2400万円を超える場合は異なります。

$$\text{総所得金額等} = \left[\text{公的年金等収入} - \text{公的年金等控除額} \right] + \left[\text{給与収入} - \text{給与所得控除額} \right] + \left[\text{その他の収入} - \text{必要経費} \right]$$

保険料の軽減措置

● **所得の低い人の軽減（均等割額の軽減）** 世帯の所得状況に応じて、均等割額を軽減します。

同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額 ^{*1} の合計額	令和5年度	
	軽減割合	均等割額の年額
43万円（基礎控除額）+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{*2} 以下	7割	1万6930円
43万円（基礎控除額）+ 29万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{*2} 以下	5割	2万8217円
43万円（基礎控除額）+ 53.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{*2} 以下	2割	4万5148円

※1 軽減対象所得金額は、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人は、公的年金の場合、「公的年金収入 - 公的年金等控除額 - 15万円」となるなど、例外があります。

※2 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

● 社会保険^{*}の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日までに、社会保険^{*}の被扶養者だった人の保険料は、制度加入後から2年間に限り、均等割額の軽減措置（5割軽減）を受けることができます。また、所得割額はかかりません。

※社会保険には国民健康保険・国民健康保険組合は当てはまりません。

保険料の減免

災害や失業などにより保険料の納付が困難となった場合は、申請により減免を受けられる場合がありますので、相談してください。